

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月14日
【四半期会計期間】	第76期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）
【会社名】	花月園観光株式会社
【英訳名】	KAGETSUENKANKO Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松尾 嘉之輔
【本店の所在の場所】	横浜市中区桜木町三丁目7番2号
【電話番号】	045（228）8860
【事務連絡者氏名】	総務部長 堤 道雄
【最寄りの連絡場所】	横浜市中区桜木町三丁目7番2号
【電話番号】	045（228）8860
【事務連絡者氏名】	総務部長 堤 道雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第75期 第3四半期 累計期間	第76期 第3四半期 累計期間	第75期
会計期間	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日
売上高（千円）	229,324	227,967	308,642
経常利益又は損失（△）（千円）	△90,986	10,363	△88,661
四半期（当期）純利益（千円）	49,403	84,348	92,567
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—
資本金（千円）	883,300	883,300	883,300
発行済株式総数（千株）	17,666	17,666	17,666
純資産額（千円）	617,315	747,194	662,553
総資産額（千円）	1,344,572	1,317,318	1,342,823
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	2.81	4.80	5.26
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	45.9	56.7	49.3

回次	第75期 第3四半期 会計期間	第76期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 （円）	7.14	0.36

- （注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2．潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
- 3．売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
前期から継続するリスクとしては以下のものがあります。

(1) 被災したサテライトかしまの運営に関するリスク

福島第一原子力発電所事故の影響により、南相馬市にあるサテライトかしまは現在も営業再開が果たせない状況であります。当社としては早期の営業再開を目指し準備を進めておりますが、商圏であった地域が未だに避難指示区域になっており、ライフラインの整備も遅れ住民の帰還も厳しい状況で、集客及び従業員の雇用等に大きな問題を残しております。当社としては相応の営業キャッシュ・フローを見込んでいた事業所だけに、顧客の来場状況によっては資金繰りに影響を及ぼします。

(2) 資金の調達に関するリスク

資金調達については、金融機関からの借入金により必要資金は調達できておりますが、将来も引き続き十分に調達可能であるという保証はありません。また、東京電力株式会社による休業中のサテライトかしまに対する営業損害補償については、補償期限が定められておらず、補償が途絶えた場合は資金繰りに影響を及ぼします。

(3) 重要事象等について

当社は、当第3四半期累計期間において、7百万円の営業利益を計上しているものの、既存事業における継続的な営業キャッシュ・フローの回復を確認できるまでには至っておりません。また、東京電力株式会社による福島第一原子力発電所事故の影響で休業中のサテライトかしまに対する営業損害補償については補償期限が定められていないため、補償が途絶えた場合には資金繰り等への影響が懸念されるところとなり、当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災による影響から着実な回復傾向にあるものの、欧州の金融不安、円高の長期化の影響など懸念すべき問題も多く、企業を取り巻く環境は依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社が事業の主体をおく競輪業界におきましても、重勝式賭け式の発売、ガールズ競輪の再開など競輪の活性化を図るべく努力をしておりますが、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもとで、当社は、経営全般にわたる徹底した合理化や効率化の推進、新規ファンの獲得に注力するなど、総力を挙げて業績の改善に取り組みました。また、福島第一原子力発電所事故のため営業を停止しているサテライトかしまについては、営業再開を目指すと共に、引き続き、東京電力株式会社と営業損害補償の交渉を続けてまいります。

以上の結果、当第3四半期累計期間の売上高は2億2千7百万円(前年同四半期比 0.6%減)、営業利益は7百万円(前年同四半期 営業損失7百万円)、経常利益は1千万円(前年同四半期 経常損失9千万円)、四半期純利益は東京電力株式会社からの営業損害補償金を特別利益に計上したため8千4百万円(前年同四半期比 70.7%増)となりました。

なお、当社は、競輪関連事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 重要事象等について

当社は、「1 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消し又は改善すべく、東京電力株式会社に対しては補償の継続を求める交渉をするとともに、サテライトかしまの早期の営業再開を目指します。また、既存の各サテライトの更なる効率的な管理・運営に努めるとともに、新規サテライトの開設、競輪事業で培ったノウハウを活かし、他公営競技を含む場外発売施設の運営受託・コンサルタント業務に努め、増収を図ってまいります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成24年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成25年2月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	17,666,000	17,666,000	東京証券取引所市場第二部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	17,666,000	17,666,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 （株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増減額 （千円）	資本準備金残高 （千円）
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	—	17,666,000	—	883,300	—	399,649

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載する事ができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 79,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 17,444,000	17,444	—
単元未満株式	普通株式 143,000	—	—
発行済株式総数	17,666,000	—	—
総株主の議決権	—	17,444	—

② 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
花月園観光株式会社	横浜市中区桜木町三丁目 7番2号	79,000	—	79,000	0.45
計	—	79,000	—	79,000	0.45

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	101,521	70,492
売掛金	31,962	50,215
短期貸付金	140,000	130,000
未収入金	85,798	45,596
その他	8,690	26,711
流動資産合計	367,972	323,014
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	364,437	351,441
構築物（純額）	22,141	20,888
機械及び装置（純額）	847	642
車両運搬具（純額）	43	39
工具、器具及び備品（純額）	358	754
土地	443,206	443,206
有形固定資産合計	831,033	816,973
無形固定資産	15,955	14,173
投資その他の資産	127,861	163,156
固定資産合計	974,850	994,303
資産合計	1,342,823	1,317,318

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	30,000	36,000
リース債務	29,840	29,840
未払金	72,334	34,125
未払法人税等	4,572	6,229
未払消費税等	4,506	2,490
前受金	181	304
預り金	18,933	688
流動負債合計	160,370	109,680
固定負債		
長期借入金	220,000	193,000
リース債務	69,628	47,247
長期未払金	2,104	—
繰延税金負債	18,491	18,727
退職給付引当金	51,420	46,336
負ののれん	23,255	20,131
長期預り金	130,000	130,000
その他	5,000	5,000
固定負債合計	519,900	460,443
負債合計	680,270	570,123
純資産の部		
株主資本		
資本金	883,300	883,300
資本剰余金	399,649	399,649
利益剰余金	△616,401	△532,052
自己株式	△9,816	△9,956
株主資本合計	656,731	740,940
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,821	6,254
評価・換算差額等合計	5,821	6,254
純資産合計	662,553	747,194
負債純資産合計	1,342,823	1,317,318

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
売上高	229,324	227,967
売上原価	50,645	40,530
売上総利益	178,679	187,437
販売費及び一般管理費	186,013	180,133
営業利益又は営業損失(△)	△7,334	7,303
営業外収益		
受取利息	2,979	5,281
受取配当金	1,349	834
負ののれん償却額	3,123	3,123
助成金収入	2,847	2,223
雑収入	388	880
営業外収益合計	10,689	12,342
営業外費用		
支払利息	49,120	8,907
訴訟関連費用	30,090	—
減価償却費	3,574	—
租税公課	7,088	—
その他	4,468	374
営業外費用合計	94,341	9,282
経常利益又は経常損失(△)	△90,986	10,363
特別利益		
受取和解金	※1 1,000,000	—
債務免除益	※2 341,543	—
受取補償金	※3 470,264	※3 78,458
投資有価証券売却益	6,741	—
特別利益合計	1,818,548	78,458
特別損失		
減損損失	660,221	—
固定資産除却損	163	32
固定資産売却損	995,095	—
災害による損失	20,398	—
特別損失合計	1,675,878	32
税引前四半期純利益	51,683	88,789
法人税、住民税及び事業税	2,280	4,440
法人税等合計	2,280	4,440
四半期純利益	49,403	84,348

【継続企業の前提に関する事項】

当社は、当第3四半期累計期間において、7,303千円の営業利益を計上しているものの、既存事業における継続的な営業キャッシュ・フローの回復を確認できるまでには至っておりません。また、東京電力株式会社による福島第一原子力発電所事故の影響で休業中のサテライトかしまに対する営業損害補償については補償期限が定められていないため、補償が途絶えた場合には資金繰り等への影響が懸念されるところとなり、当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消し又は改善すべく、東京電力株式会社に対しては補償の継続を求める交渉をするとともに、サテライトかしまの早期の営業再開を目指します。また、既存の各サテライトの更なる効率的な管理・運営に努めるとともに、新規サテライトの開設、競輪事業で培ったノウハウを活かし、他公営競技を含む場外発売施設の運営受託・コンサルティング業務に努め、増収を図ってまいります。

しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しておりません。

【会計方針の変更】

（減価償却方法の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

※ 1 受取和解金の内訳

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
神奈川県に対する借地権確認請求訴訟の和解金	1,000,000千円	—

※ 2 債務免除益の内訳

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
神奈川県競輪組合に対する損失補填額の減免	341,543千円	—

※ 3 受取補償金の内訳

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
神奈川県競輪組合と締結した「花月園競輪選手宿舍賃貸借契約」の違約金収入	351,000千円	—
サテライトかしまに関する東京電力(株)からの営業損害補償金	119,264千円	78,458千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）、のれん償却額及び負ののれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	19,872千円	15,059千円
のれん償却額	2,165千円	1,674千円
負ののれん償却額	3,123千円	3,123千円

(持分法損益等)

関連会社につきましては、損益等からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、競輪関連事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	2円81銭	4円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	49,403	84,348
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	49,403	84,348
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,588	17,586

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

花月園観光株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 磯貝 和敏 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 叙男 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花月園観光株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第76期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、花月園観光株式会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期累計期間において、7,303千円の営業利益を計上しているものの、既存事業における継続的な営業キャッシュ・フローの回復を確認できるまでには至っていない。

また、東京電力株式会社による福島第一原子力発電所事故の影響で休業中のサテライトかしまに対する営業損害補償については補償期限が定められておらず、補償が途絶えた場合には資金繰り等への影響が懸念される状況にある。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。